

令和4年12月8日招集

令和4年第9回琴浦町議会定例会

議案説明付属資料

議案第 120 号	琴浦町職員の定年等に関する条例の一部改正について	1
議案第 121 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	4
議案第 122 号	琴浦町公共下水道条例の一部改正について	6
議案第 123 号	琴浦町農業集落排水処理施設条例の一部改正について	8
議案第 124 号	琴浦町農業集落排水処理施設使用料条例の一部改正について	9
議案第 125 号	令和4年度琴浦町一般会計補正予算(第6号)	10
議案第 126 号	令和4年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	15
議案第 127 号	令和4年度琴浦町介護保険特別会計補正予算(第4号)	16
議案第 128 号	令和4年度琴浦町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	17
議案第 129 号	令和4年度琴浦町水道事業会計補正予算(第3号)	18
議案第 130 号	令和4年度琴浦町下水道事業会計補正予算(第4号)	19
議案第 131 号	財産の取得について(新ふなのえこども園・成美地区公民館建設事業用地)	21
議案第 132 号	字の区域の変更について	22

令和4年12月議会 議案概要			担当課	総務課	種別	条例												
議案番号	議案第120号	議案名	琴浦町職員の定年等に関する条例の一部改正について															
目的	<p>豊富な知識・技術、経験を持つ高年齢職員の活用のため、国家公務員法等の一部を改正する法律と同時に、地方公務員の定年を段階的に引き上げることなどを内容とする地方公務員法の一部を改正する法律が令和3年に成立。定年は、国家公務員の定年を基準として町条例で定めることとされた。これに応じて、定年引き上げに必要な諸要件のうち、定年年齢引き上げの基本的考え方、役職定年、暫定再任用制度等について制定するため改正を行うもの。</p>																	
内容	<p>1 条例案の概要</p> <p>(1) 定年延長制度概要</p> <p>①定年引き上げ</p> <p>国家公務員を基準とし、令和5年度から令和13年度にかけて下記のとおり定年年齢を引き上げ（引上げイメージは別添図面のとおり）</p> <table border="1" data-bbox="467 853 1286 1120"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>定年年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年4月1日～令和7年3月31日</td> <td>年齢61年</td> </tr> <tr> <td>令和7年4月1日～令和9年3月31日</td> <td>年齢62年</td> </tr> <tr> <td>令和9年4月1日～令和11年3月31日</td> <td>年齢63年</td> </tr> <tr> <td>令和11年4月1日～令和13年3月31日</td> <td>年齢64年</td> </tr> <tr> <td>令和13年4月1日～</td> <td>年齢65年</td> </tr> </tbody> </table> <p>②管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）</p> <p>管理監督職員（課長等）は、60歳到達年度末で役職定年となり、課長補佐級等に降任等する。</p> <p>③定年前再任用短時間勤務制</p> <p>定年引き上げにより65歳までフルタイム勤務することを原則とする中、高齢職員の働き方の選択肢として、60歳に到達した日以降に定年前退職をした職員について、本人の希望により、当該職員の元の定年退職日までを任期とした短時間の勤務が可能となる制度を新設（勤務時間、給与の仕組み等は、現行の再任用短時間勤務職員と同様）</p> <p>④暫定再任用職員</p> <p>定年引き上げが完成するまでの間、雇用と年金の接続のため65歳まで再任用できる様、現在の再任用制度と同様の制度を制定（勤務時間、給与の仕組み等は、現行の再任用制度と同様）現在の再任用制度は令和4年度末に廃止</p> <p>⑤給与関連</p> <p>・60歳到達年度の翌年度以降の給料月額、定年前の7割水準とする。</p>						期 間	定年年齢	令和5年4月1日～令和7年3月31日	年齢61年	令和7年4月1日～令和9年3月31日	年齢62年	令和9年4月1日～令和11年3月31日	年齢63年	令和11年4月1日～令和13年3月31日	年齢64年	令和13年4月1日～	年齢65年
期 間	定年年齢																	
令和5年4月1日～令和7年3月31日	年齢61年																	
令和7年4月1日～令和9年3月31日	年齢62年																	
令和9年4月1日～令和11年3月31日	年齢63年																	
令和11年4月1日～令和13年3月31日	年齢64年																	
令和13年4月1日～	年齢65年																	

	<ul style="list-style-type: none"> ・60歳に到達した日以降に定年前退職をした職員について、退職手当が不利にならない様に算定する。(鳥取県町村退職手当組合条例等で規定) ・退職手当以外の手当はその性質により、退職前と同額(扶養手当、住居手当等)もしくは7割水準(時間外勤務手当等)とする。 <p>(2) 条文改正内容概要</p> <p>第3条 職員の定年を65歳に規定</p> <p>第4条 定年年齢に到達した職員が、当該職員の職務が高度な知識・技能・経験を伴うため容易に交代ができない場合等の際には定年後も引き続き勤務できる「勤務延長」について規定(1年を限度に期限を設定し、再延長可能。最長で3年間を限度)</p> <p>第6条～第11条 管理監督職勤務上限年齢制(役職定年制)について規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役職定年年齢 60歳 ・役職定年後の降任等を行う際の基本的考え方を規定(平等取扱等、該当職員の適正にあった、できる限り上位の職制段階への降任とすること等) ・大型プロジェクト推進中の場合等の特定の状況の場合に管理監督職勤務上限年齢を延長する「特例任用」について規定(1年を限度に期限を設定し、再延長可能。最長で3年間) <p>第12条 定年前再任用短時間勤務制(年齢60歳に達した日以降に退職をした職員が、その者の元々の定年退職日を任期の期限とする短時間勤務の職に任用することができる制度)を規定</p> <p>第13条 定年前再任用短時間勤務制について、町の所属する一部事務組合及び広域連合の職員についても、対象とする旨規定</p> <p>第14条 規則委任について規定</p> <p>制定附則 定年引き上げに関する下記措置を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年に1回定年を引き上げる経過措置を規定 ・職員が年齢60歳に達する年度の前年度に、60歳以降の働き方の選択肢や勤務意思の確認をすることを規定 <p>改正附則 法改正・制度改正に伴う下記経過措置を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務延長に関する経過措置を規定 ・暫定再任用職員の任用根拠、任用・昇任・降任・転任等に関するルール等を規定 <p>2 施行期日 令和5年4月1日(附則第11条については公布の日)</p>
補足事項	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを別途上程

地方公務員の定年引上げのイメージ (R5(2023年).4.1改正法施行・65歳まで2年に1歳引上げ)

生年月日 (西暦)	定年退職日	定年 年齢 (年度末)	年金支給 開始年齢	定年後の 無年金 期間	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	
					(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)	(2031)	(2032)	
S31.4.2 (1956)	H29.3.31 (H28年度末)		62歳	2年	再任 65歳												
~S32.4.1					再任 64歳	再任 65歳											
S32.4.2 (1957)	H30.3.31 (H29年度末)		63歳	3年	再任 63歳	再任 64歳	再任 65歳										
~S33.4.1					再任 62歳	再任 63歳	再任 64歳	再任 65歳									
S33.4.2 (1958)	H31.3.31 (H30年度末)		64歳	4年	再任 61歳	再任 62歳	再任 63歳	再任 64歳	再任 65歳								
~S34.4.1					再任 60歳	再任 61歳	再任 62歳	再任 63歳	再任 64歳	再任 65歳							
S34.4.2 (1959)	R2.3.31 (R1年度末)	60歳			再任 60歳	再任 61歳	再任 62歳	再任 63歳	再任 64歳	再任 65歳							
~S35.4.1					再任 59歳	再任 60歳	再任 61歳	再任 62歳	再任 63歳	再任 64歳	再任 65歳						
S35.4.2 (1960)	R3.3.31 (R2年度末)				再任 59歳	再任 60歳	再任 61歳	再任 62歳	再任 63歳	再任 64歳	再任 65歳						
~S36.4.1					再任 58歳	再任 59歳	再任 60歳	再任 61歳	再任 62歳	再任 63歳	再任 64歳	再任 65歳					
S36.4.2 (1961)	R4.3.31 (R3年度末)				再任 58歳	再任 59歳	再任 60歳	再任 61歳	再任 62歳	再任 63歳	再任 64歳	再任 65歳					
~S37.4.1					再任 57歳	再任 58歳	再任 59歳	再任 60歳	再任 61歳	再任 62歳	再任 63歳	再任 64歳	再任 65歳				
S37.4.2 (1962)	R5.3.31 (R4年度末)				再任 57歳	再任 58歳	再任 59歳	再任 60歳	再任 61歳	再任 62歳	再任 63歳	再任 64歳	再任 65歳				
~S38.4.1					再任 56歳	再任 57歳	再任 58歳	再任 59歳	再任 60歳	再任 61歳	再任 62歳	再任 63歳	再任 64歳	再任 65歳			
S38.4.2 (1963)	R7.3.31 (R6年度末)	61歳			再任 56歳	再任 57歳	再任 58歳	再任 59歳	再任 60歳	再任 61歳	再任 62歳	再任 63歳	再任 64歳	再任 65歳			
~S39.4.1					再任 55歳	再任 56歳	再任 57歳	再任 58歳	再任 59歳	再任 60歳	再任 61歳	再任 62歳	再任 63歳	再任 64歳	再任 65歳		
S39.4.2 (1964)	R9.3.31 (R8年度末)	62歳			再任 55歳	再任 56歳	再任 57歳	再任 58歳	再任 59歳	再任 60歳	再任 61歳	再任 62歳	再任 63歳	再任 64歳	再任 65歳		
~S40.4.1					再任 54歳	再任 55歳	再任 56歳	再任 57歳	再任 58歳	再任 59歳	再任 60歳	再任 61歳	再任 62歳	再任 63歳	再任 64歳	再任 65歳	
S40.4.2 (1965)	R11.3.31 (R10年度末)	63歳			再任 54歳	再任 55歳	再任 56歳	再任 57歳	再任 58歳	再任 59歳	再任 60歳	再任 61歳	再任 62歳	再任 63歳	再任 64歳	再任 65歳	
~S41.4.1					再任 53歳	再任 54歳	再任 55歳	再任 56歳	再任 57歳	再任 58歳	再任 59歳	再任 60歳	再任 61歳	再任 62歳	再任 63歳	再任 64歳	再任 65歳
S41.4.2 (1966)	R13.3.31 (R12年度末)	64歳			再任 53歳	再任 54歳	再任 55歳	再任 56歳	再任 57歳	再任 58歳	再任 59歳	再任 60歳	再任 61歳	再任 62歳	再任 63歳	再任 64歳	再任 65歳
~S42.4.1					再任 52歳	再任 53歳	再任 54歳	再任 55歳	再任 56歳	再任 57歳	再任 58歳	再任 59歳	再任 60歳	再任 61歳	再任 62歳	再任 63歳	再任 64歳
S42.4.2 (1967)	R15.3.31 (R14年度末)	65歳			再任 52歳	再任 53歳	再任 54歳	再任 55歳	再任 56歳	再任 57歳	再任 58歳	再任 59歳	再任 60歳	再任 61歳	再任 62歳	再任 63歳	再任 64歳
~S43.4.1					再任 51歳	再任 52歳	再任 53歳	再任 54歳	再任 55歳	再任 56歳	再任 57歳	再任 58歳	再任 59歳	再任 60歳	再任 61歳	再任 62歳	再任 63歳

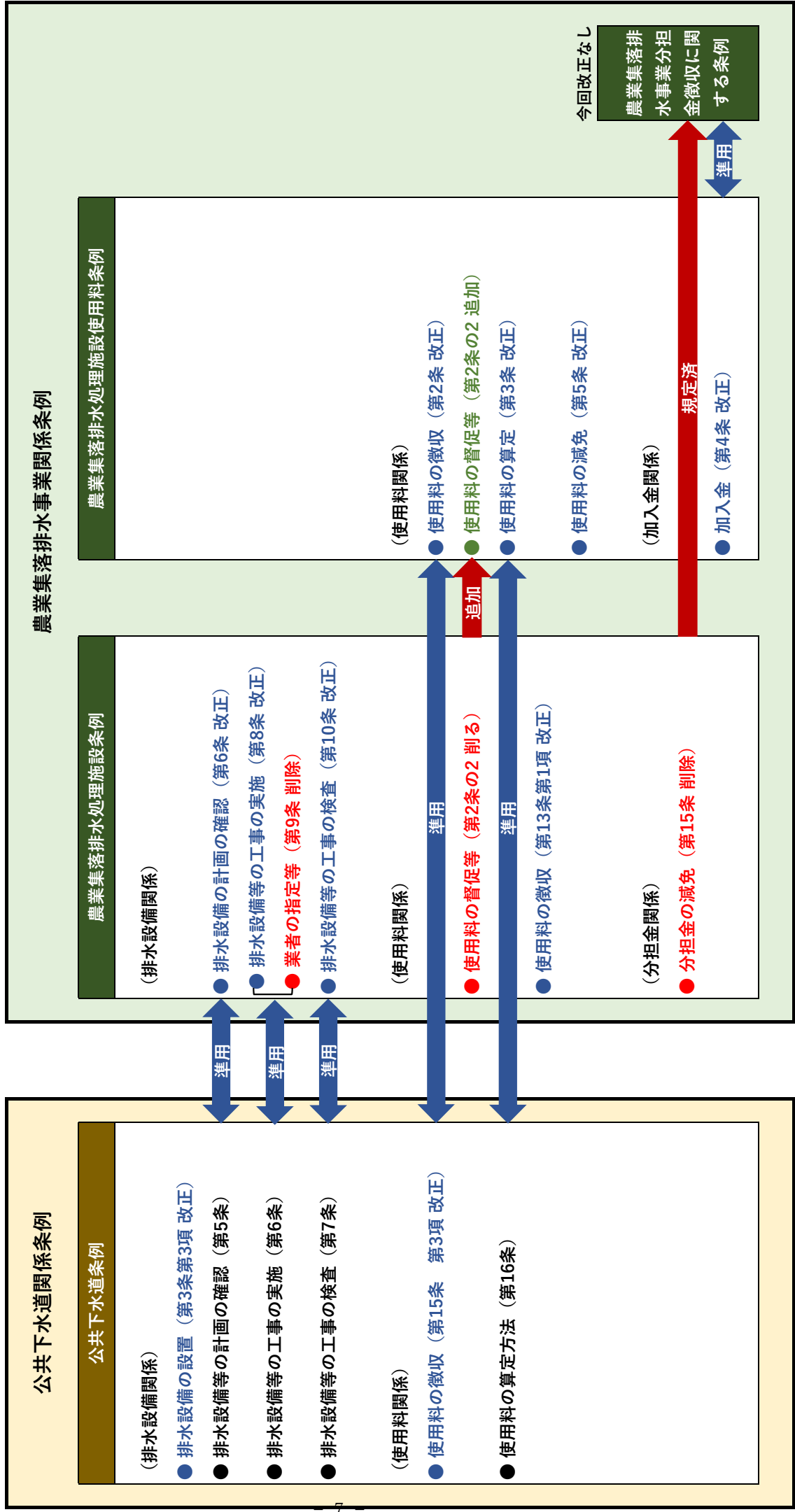
※「再任」…この場合、再任用短時間勤務又は再任用フルタイム勤務を選択できる

令和4年12月議会 議案概要			担当課	総務課	種別	条例
議案番号	議案第121号	議案名	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について			
目的	議案第120号「琴浦町職員の定年等に関する条例の一部改正について」に関連し、定年引き上げに必要な諸要件のうち、勤務時間、給与、休業等に関連した必要な諸要件を整備するため、関係条例の一括改正を行うもの。					
内容	<p>1 条例案の概要</p> <p>(1) 本文制定事項</p> <p>①琴浦町公益法人等への職員の派遣等に関する条例 公益法人に派遣できない職員として、管理監督職勤務上限年齢が延長されている職員を追加するもの。</p> <p>②琴浦町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 定年前再任用短時間勤務制導入及び現在の再任用制度廃止に伴い、必要な改正を行うもの。</p> <p>③琴浦町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 給料等の5分の1以下を減給するとされている減給取り扱いについて、7割水準支給への対応をするもの。</p> <p>④琴浦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 定年前再任用短時間勤務制導入及び現在の再任用制度廃止に伴い、必要な改正を行うもの。</p> <p>⑤琴浦町職員の育児休業等に関する条例 育児休業・育児短時間勤務をすることができない職員として、管理監督職勤務上限年齢が延長されている職員を追加するもの。</p> <p>⑥琴浦町職員の給与に関する条例 定年延長導入に伴う必要な改正及び必要な表記の改正を行うもの。 〔主要改正内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定年前再任用短時間勤務制導入及び現在の再任用制度廃止に応じた諸要件改正 ・60歳到達年度の翌年度以降の給料月額について、「その時点で適用される給料表の級号給の額×70%」とする。(同時に役職定年により降任等された者については、降任等の前(管理監督職時)の給料月額の7割を保障) ・給料表級別職務分類表について、役職名の追加及び今後の役職名設定に対応できるよう規則委任条項を追加 					

	<p>⑦琴浦町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例 定年前再任用短時間勤務制導入及び現在の再任用制度廃止に伴い、必要な改正を行うもの。</p> <p>⑧琴浦町職員等の旅費に関する条例 定年前再任用短時間勤務制導入及び現在の再任用制度廃止に伴い、必要な改正を行うもの。</p> <p>⑨琴浦町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 定年前再任用短時間勤務制導入及び現在の再任用制度廃止に伴い、必要な改正を行うもの。</p> <p>⑩琴浦町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 60歳到達年度の翌年度以降の給料月額を給料表の級号給の額の7割とする措置について、条例における降給事由として明記するため、必要な改正を行うもの。</p> <p>⑪琴浦町職員の再任用に関する条例 定年延長導入に伴い廃止するもの。</p> <p>(2) 附則制定事項</p> <p>①経過措置として、暫定再任用職員、暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間、給与の取り扱いについて、現行の再任用職員と同様の取り扱いを規定</p> <p>②改正前の地方公務員法を根拠に定年後も引き続き勤務している職員については、給料7割水準の適用外とすることを規定</p> <p>2 施行期日 令和5年4月1日</p>
補足事項	琴浦町職員の定年等に関する条例の一部改正についてを別途上程

令和4年12月定例議会 議案概要		担当課	上下水道課	種別	条例
議案番号	議案第122号	議案名	琴浦町公共下水道条例の一部改正について		
目的	排水設備の共同利用の際に使用者間で代表者を選出又は変更することについて、当事者間の同意書の提出のみとすること、下水道料金の納付期限を月末以外の日に定めることができるよう条例の改正を行うもの。				
内容	<p>1 改正の概要</p> <p>(1) 排水設備の共同利用について 排水設備を共同利用しなければならない場合に、その排水設備の使用者間で代表者（総代人）を選出又は変更を届け出なければならないが排水設備を共同利用する当事者間で同意した旨を届出るのみとするよう改正するもの。</p> <p>(2) 使用料の納期限について 下水道料金の納期限は原則、毎使用月の2ヶ月後の月末であるが、実際には月末が休日や年末の場合は、月末以外の日を納期限に指定している。 また、下水道事業が令和4年度から公営企業会計に移行し、一般会計等のような出納閉鎖期間がなくなった。 公営企業会計の決算の都合上、未収金を極力減らすため、3月請求分は納期限を早める必要があることから、納期限を月末でなく町長が指定した期限とできるよう実際の運用と条例の規定を一致させるため改正するもの。</p>				
補足事項	施行日 公布の日				

公共下水道条例・農業集落排水処理施設条例・農業集落排水処理施設使用料条例の一部改正に係る相関図



令和4年12月定例議会 議案概要			担当課	上下水道課	種別	条例
議案番号	議案第123号	議案名	琴浦町農業集落排水処理施設条例の一部改正について			
目的	農業集落排水処理施設条例について、関連する条例との整合及び統一を図るため条例改正を行うもの。					
内容	<p>1 改正の概要</p> <p>(1) 使用料の督促等について 当該条例は主に農業集落排水の施設やその使用について定められており、使用料については別で琴浦町農業集落排水処理施設使用料条例で定められている。 督促は使用料の徴収に係る規定のため、当該条例からこの規定を削除するもの。</p> <p>(2) 排水設備の計画確認、工事の検査、指定工事店について 下水道の排水設備の設置基準（材質、管径、勾配、土被り等）、竣工検査等の運用は共通しており、工事を施工する業者も同一であるため、琴浦町公共下水道条例の規定を準用し基準等を統一化するもの。</p> <p>(3) 使用料の徴収について 現行の条文へ「施設の」という文言を追加し、何の使用料か明確にするもの。</p> <p>(4) 分担金の減免及び免除について 農業集落排水の分担金の減免及び免除については、別に琴浦町農業集落排水事業分担金徴収に関する条例で定められており、分担金の減免率、免除についても規定されているため、前述の条例へ統一し、この規定を削除するもの。</p>					
補足事項	施行日 公布の日					

令和4年12月定例議会 議案概要			担当課	上下水道課	種別	条例														
議案番号	議案第124号	議案名	琴浦町農業集落排水処理施設使用料条例の一部改正について																	
目的	農業集落排水処理施設使用料条例について、使用料の徴収と加入金について、関連する条例と統一、明確化を図るため条例改正を行うもの。																			
内 容	<p>1 改正の概要</p> <p>(1) 使用料の徴収、督促等、使用料の算定について</p> <p>使用料の算定方法と徴収方法は農業集落排水施設使用料と下水道使用料は同様の方法で算定、徴収している。</p> <p>琴浦町公共下水道条例の下水道使用料の徴収に関する規定の条文に合わせるよう改正し、同条第2項及び第3条で徴収方法と使用料の算定方法についても公共下水道条例の規定を準用するように改正するもの。</p> <p>また、第2条の2として、使用料と関係のある督促等に関する規定を新たに追加するもの。</p> <p>【使用料の徴収、算定方法】</p> <table border="1" data-bbox="395 1099 1410 1458"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">徴収方法</th> <th colspan="2">使用料の算定方法</th> </tr> <tr> <th>一般家庭/月</th> <th>事業所/月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業集落排水施設使用料</td> <td>納入通知書 口座振替</td> <td>基本料金：2,200円 1人あたり：550円</td> <td>基本料金：2,200円 超過分：165円/m³</td> </tr> <tr> <td>下水道使用料</td> <td>納入通知書 口座振替</td> <td>基本料金：2,200円 1人あたり：550円</td> <td>基本料金：2,200円 超過分：165円/m³</td> </tr> </tbody> </table>							徴収方法	使用料の算定方法		一般家庭/月	事業所/月	農業集落排水施設使用料	納入通知書 口座振替	基本料金：2,200円 1人あたり：550円	基本料金：2,200円 超過分：165円/m ³	下水道使用料	納入通知書 口座振替	基本料金：2,200円 1人あたり：550円	基本料金：2,200円 超過分：165円/m ³
		徴収方法	使用料の算定方法																	
一般家庭/月			事業所/月																	
農業集落排水施設使用料	納入通知書 口座振替	基本料金：2,200円 1人あたり：550円	基本料金：2,200円 超過分：165円/m ³																	
下水道使用料	納入通知書 口座振替	基本料金：2,200円 1人あたり：550円	基本料金：2,200円 超過分：165円/m ³																	
	<p>(2) 加入金について</p> <p>新たに農業集落排水へ接続(利用)する場合の加入金の規定を琴浦町農業集落排水事業分担金徴収に関する条例を準用し、加入金の額、徴収方法、減免率等を統一し、より明確にするもの。</p>																			
補足事項	施行日 公布の日																			

令和4年12月定例議会 議案概要		担当課	総務課	種別	予算
議案番号	議案第125号	議案名	令和4年度琴浦町一般会計補正予算(第6号)		
目的	水産振興対策事業、ポート赤碕内通路リニューアル事業、生活保護扶助事業、エネルギー価格高騰による公共施設の電気代増額及び事業費確定に伴う国県返納金等にかかる補正を行うもの。				
内 容	1 補正額		[単位：千円]		
			補正前予算額	補正額	補正後予算額
			12,059,712	101,806	12,161,518
	2 主な追加内容				
	歳入予算の主な補正内容については、次のとおりである。				
			[単位：千円]		
			款名称等	補正額	
			国庫支出金	△2,785	
			県支出金	10,816	
			繰入金	76,300	
		町債	15,400		
		その他	2,075		
		合 計	101,806		
歳出予算の主な補正内容については、次のとおりである。					
(1) 水産振興対策事業 [15,000千円]					
ア 事業説明					
水産物の高付加価値化を通じた漁協直売事業の再構築計画を支援し、水産業の振興、地域活性化を図る。					
イ 事業者					
赤碕町漁業協同組合					
ウ 補助率					
1/2 (県1/3、町1/6)					
エ 経費					
もうかる6次化・農商工連携支援事業補助金 [15,000千円]					
オ 財源					
県支出金 [10,000千円]					
一般財源 [5,000千円]					

(2) ポート赤碕内通路リニューアル事業 [11,000 千円]

ア 事業説明

赤碕ふれあい広場と赤碕町漁業協同組合の施設のリニューアルに伴い、利用者のさらなる利便性の向上を図るため、既存トイレへの最短アクセス誘導や休憩機能の強化を含めたポート赤碕内通路リニューアル工事を行う。

イ 経費

ポート赤碕内通路リニューアル工事 [11,000 千円]

ウ 財源

過疎対策事業債 [11,000 千円]

(3) 生活保護扶助事業 [21,444 千円]

ア 事業説明

被保護者の医療費の増加、介護保険被保険者でない65歳未満の者の介護サービス利用に伴い医療扶助費及び介護扶助費を増額する。

イ 経費

医療扶助費 [18,786 千円]

介護扶助費 [2,658 千円]

ウ 財源

国庫支出金 [16,083 千円]

一般財源 [5,361 千円]

(4) 現年発生災害復旧事業 [5,235 千円]

ア 事業説明

令和4年8月豪雨で被災した三保地区内の農業用施設及び農地の早期復旧を行う。

イ 経費

農業用施設災害復旧工事 [5,000 千円]

農地災害復旧工事 [100 千円]

消耗品費 [135 千円]

ウ 財源

県支出金 [3,300 千円]

災害復旧事業債 [1,600 千円]

地元分担金 [335 千円]

(5)河川維持管理事業 [2,800 千円]

ア 事業説明

河川維持管理工事実施に係る正測精査、積算の結果、資材高騰等もあり工事請負費が当初予定していた金額より増額見込みのため、増額の補正を行う。

イ 経費

河内川河床掘削工事 [300 千円]
笠見地区水路改修工事 [2,000 千円]
福永地区砂防堰堤流末水路改修工事 [500 千円]

ウ 財源

緊急自然災害防止対策事業債 [2,300 千円]
一般財源 [500 千円]

(6) 普通財産管理事業 [2,187 千円]

ア 事業説明

未利用財産として管理している公共施設を有効に使用するため、民間企業や団体から活用案を募集するサウンディング調査の実施にあたり、対象施設の実勢価格算出のため、不動産鑑定を行う。

イ 対象施設

旧古布庄小学校、旧逢束保育園、旧以西保育園
カウベルホール、赤碕勤労者体育センター

ウ 経費

未利用財産一般公募企画事業対象施設鑑定料 [2,187 千円]

エ 財源

一般財源 [2,187 千円]

(7) 学校給食・こども園給食事業 [285 千円]

ア 事業説明

飼料価格の高騰等により生乳の生産コストが大幅に上昇している中、給食用牛乳の単価が改定され1食あたり2.16円の増額となることから、保護者に負担を求めることなく、公費で負担する経費として賄材料費を増額補正する。

イ 経費

学校給食賄材料費 [215 千円]
こども園賄材料費 [70 千円]

ウ 財源

一般財源 [285 千円]

(8) 小中学校除雪作業委託料 [1,200 千円]

ア 事業説明

小中学校の構内の除雪作業について委託料を追加する。

イ 経費

小中学校除雪作業委託料 [1,200 千円]

ウ 財源

一般財源 [1,200 千円]

(9) 公共施設の電気代 [28,888 千円]

ア 事業説明

エネルギー価格高騰により公共施設の電気代を増額補正する。

イ 経費

光熱水費 [28,888 千円]

ウ 主な施設

小中学校（7校） [10,909 千円]

学校給食センター [3,568 千円]

生涯学習センター [2,900 千円]

こども園（5園） [2,878 千円]

役場（本庁舎） [2,409 千円]

役場（分庁舎） [1,609 千円]

東伯総合公園 [1,700 千円]

エ 財源

国庫支出金 [72 千円]

内訳：子ども・子育て支援交付金 72 千円（浦安放課後児童クラブ）

県支出金 [502 千円]

内訳：子ども・子育て支援交付金 72 千円（浦安放課後児童クラブ）

隣保館運営補助金 430 千円（東伯・赤碕隣保館）

一般財源 [28,314 千円]

(10) 農業集落排水事業繰出金・公共下水道事業繰出金 [11,200 千円]

ア 事業説明

エネルギー価格高騰及び見込み以上に下水道施設の稼働時間が増えたことにより電気代が増加したため、下水道事業会計へ繰出しを行う。

イ 経費

農業集落排水事業繰出金 [4,400 千円]

公共下水道事業繰出金 [6,800 千円]

ウ 財源

一般財源 [11,200 千円]

(11) 国県返納金 [12,510 千円]

ア 事業説明

令和2年度及び令和3年度事業について事業費確定に伴い、実績額を超えた金額を国県へ返納する。

イ 経費

返納金 [12,510 千円]

ウ 主な返納金と返還理由

令和2年度新型コロナウイルス接種体制確保事業費補助金返還金 [7,686 千円]

個別接種希望者が多く集団接種の実績が減少したことによるもの

令和3年度子ども・子育て支援交付金（国）返納金 [1,390 千円]

令和3年度子ども・子育て支援交付金（県）返納金 [1,390 千円]

新型コロナウイルス感染症の影響により事業量が減少したことによるもの

令和3年度障害者医療費国庫負担金返還金

[760 千円]

当該医療費の給付実績によるもの

エ 財源

一般財源 [12,489 千円]

多面的機能支払交付金返納金 [21 千円]

(12) 確定申告対応事務 [285 千円]

ア 事業説明

確定申告の受付について、混雑を緩和するため事前予約制により対応しているが、オンライン予約のほか、電話や窓口来庁による予約希望者も多いため職員体制を増員し対応する。

イ 経費

人件費（事務補助 会計年度任用職員） [271 千円]

人件費（費用弁償） [14 千円]

ウ 財源

一般財源 [285 千円]

3 繰越明許費

追加

[単位：千円]

事業名	金額
ふなのえこども園・成美地区公民館建設事業	140,000
ポート赤碕内通路リニューアル事業	11,000
赤碕ふれあい広場リニューアル事業	150,700

補足事項

令和4年12月定例議会 議案概要		担当課	すこやか健康課	種別	予算					
議案番号	議案第126号	議案名	令和4年度琴浦町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)							
目的	今後の執行見込を算出し、保険給付費の増額補正を行うもの。また、保険基盤安定繰入金の額の算出による増額等を行うもの。									
内 容	1 補正額[単位：千円]									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前予算額</th> <th>補正額</th> <th>補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,014,067</td> <td>3,670</td> <td>2,017,737</td> </tr> </tbody> </table>					補正前予算額	補正額	補正後予算額	2,014,067	3,670
補正前予算額	補正額	補正後予算額								
2,014,067	3,670	2,017,737								
内 容	2 主な計上内容									
	<p>(1) 総務費 職員人件費の変更及び制度改正に伴う国保システム改修のため増額補正をするもの。</p> <p>ア 経費 一般管理費[203千円]</p> <p>イ 財源 一般会計繰入金(職員給与費等繰入金)[203千円]</p> <p>(2) 保険給付費今後の執行見込額を算出し、予算の増額を行うもの。</p> <p>ア 経費 一般被保険者高額療養費[1,345千円]</p> <p>イ 財源 (ア) 県支出金(普通交付金)[1,345千円]</p> <p>(3) 繰入金等 保険基盤安定繰入金の額の算出による歳入の増額分について、予備費の増額補正を行うもの。 予備費[2,122千円]</p>									
補足事項										

令和4年12月定例議会 議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	予算
議案番号	議案第127号	議案名	令和4年度琴浦町介護保険特別会計補正予算(第4号)			
目的	介護保険給付費の組替え及び一般介護予防事業費の実績による減額に伴い 所要の補正をするもの					
内 容	1 補正額 [単位：千円]					
	補正前予算額		補正額		補正後予算額	
	2,263,201		△698		2,262,503	
	2 主な計上内容					
	(1) ふるさと広域連合負担金(認定審査会)の減額及び要介護認定委託料の増額					
	ア 経費					
	総務費[136千円]					
	イ 財源					
	繰入金[136千円]					
	(2) 介護給付費の組替え、地域支援事業の減額及び予備費の増額					
	ア 経費[△834千円]					
	(ア) 介護サービス等諸費[10,200千円]					
	(イ) 介護予防サービス等諸費[800千円]					
	(ウ) 高額介護サービス費[△1,000千円]					
	(エ) 特定入所者介護サービス等費[△10,000千円]					
	(オ) 介護予防・生活支援サービス事業[600千円]					
	(カ) 介護予防ケアマネジメント事業[△600千円]					
	(キ) 介護予防把握事業[△1,300千円]					
	(ク) 予備費[466千円]					
	イ 財源					
	(ア) 国庫支出金[120千円]					
	(イ) 県支出金[△617千円]					
	(ウ) 繰入金[△162千円]					
	(エ) 支払基金[△351千円]					
	(オ) 延滞金[176千円]					
補足事項						

令和4年12月定例議会 議案概要			担当課	すこやか健康課	種別	予算
議案番号	議案第128号	議案名	令和4年度琴浦町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)			
目的	後期高齢者医療広域連合の保険基盤安定負担金の額確定に伴う補正を行うもの。					
内容	1 補正額 [単位：千円]					
	補正前予算額		補正額	補正後予算額		
	251,412		△1,525	249,887		
	2 計上内容					
	(1) 後期高齢者医療広域連合納付金[△1,525千円]					
	保険基盤安定負担金の額確定を受けて、負担金の減額を行うもの。					
	ア 経費					
	(ア) 後期高齢者医療広域連合納付金[△1,525千円]					
	イ 財源					
	(ア) 一般会計繰入金(保険基盤安定繰入金)[△1,525千円]					
補足事項						

令和4年12月定例議会 議案概要		担当課	上下水道課	種別	予算
議案番号	議案第129号	議案名	令和4年度琴浦町水道事業会計補正予算(第3号)		
目的	電気料金の上昇による動力費等の増額、緊急対応のための時間手当及び水道料金滞納者に対する訴訟にかかる費用の増額を行うもの。				
内 容	1 補正額				
	■収入 単位：千円				
	区 分		補正前予算額	補正額	補正後予算額
	収益的収入		325,671	0	325,671
	資本的収入		130,300	0	130,300
	■支出 単位：千円				
	区 分		補正前予算額	補正額	補正後予算額
	収益的支出		272,389	1,016	273,405
	資本的支出		288,302	0	288,302
	2 主な計上内容				
(1) 支出 収益的支出[1,016千円]					
ア 事業説明					
電気料金の上昇による光熱水費及び動力費、緊急対応のための時間手当、水道料金滞納者に対する訴訟にかかる費用の増額を行う。					
イ 経費					
営業費用：1,016千円					
原水及び浄水費 736千円					
配水及び給水費 232千円					
総係費 48千円					
ウ 財源					
一般財源：1,016千円					
補足事項					

令和4年12月定例議会 議案概要		担当課	上下水道課	種別	予算
議案番号	議案第130号	議案名	令和4年度琴浦町下水道事業会計補正予算(第4号)		
目的	電気料金の上昇による光熱水費の増額のほか、下水道整備事業費の増額補正等を行うもの。				
内容	1 補正額				
	■収入				単位：千円
	区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額	
	収益的収入	931,369	11,386	942,755	
	資本的収入	287,436	3,800	291,236	
	※収益的収入				
	営業費用中の会計処理にかかる委託費が公営企業会計適用債の対象になったことによる起債の増額 1,200千円(上の表には含まれない)				
	■支出				単位：千円
	区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額	
	収益的支出	927,857	11,000	938,857	
資本的支出	565,369	4,000	569,369		
2 主な計上内容					
(1) 支出 収益的支出[11,000千円]					
ア 事業説明					
電気料金の上昇による光熱水費の増額のほか、事業費の増額による基金積立金の減額。					
イ 経費					
営業費用：11,000千円					
処理場費 11,200千円					
総係費 △200千円					
ウ 財源					
一般会計繰入金 11,200千円					
受益者負担金 △200千円					
(2) 支出 資本的支出[4,000千円]					
ア 事業説明					
舗装復旧範囲の精査により当初予定の復旧面積から増加することによる、舗装の復旧工事請負費の増額。					

	イ 経費 建設改良費：4,000 千円 工事請負費 4,000 千円 ウ 財源 下水道事業債 3,800 千円 受益者負担金 200 千円
補足事項	

令和4年12月定例議会 議案概要			担当課	総務課	種別	その他
議案番号	議案第131号	議案名	財産の取得について (新ふなのえこども園・成美地区公民館建設事業用地)			
目的	新ふなのえこども園・成美地区公民館建設のため、事業用地を取得するため、地方自治法第96条第1項及び琴浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により本議会の議決を求めるもの。					
内 容	1 取得場所一覧					
	整理番号	所有者番号	所在地	取得面積 (㎡)		
	1	1	東伯郡琴浦町大字出上字左エ門九郎130番地1	799		
	2	2	東伯郡琴浦町大字出上字左エ門九郎130番地2	2,008		
	3	3	東伯郡琴浦町大字出上字左エ門九郎131番地1	1,902		
	4	4	東伯郡琴浦町大字出上字左エ門九郎131番地2	1,139		
	5	5	東伯郡琴浦町大字出上字左エ門九郎131番地3	1,137		
	6	6	東伯郡琴浦町大字出上字左エ門九郎132番地1	2,828		
			合 計	9,813		
2 買収金額						
(1) 買収単価 : 5,300円/㎡						
(2) 買収金額 : 52,008,900円						
3 取得期日 令和5年1月1日～令和5年1月31日						
補足事項						

令和4年12月定例議会 議案概要	担当課	農林水産課	種別	その他
------------------	-----	-------	----	-----

議案番号	議案第132号	議案名	字の区域の変更について	
------	---------	-----	-------------	--

目的 県営土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業森藤地区）の換地処分が行われるに当たり、字の区域を変更する必要が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により本議会の議決を求めるもの。

内容

1 字の区域の変更図



2 字の区域の変更理由

土地改良事業の実施により新しい区画に合わせて合筆登記を行う計画であるが、不動産登記法では字が異なる土地は合筆することができないことになっているため、登記を行う前に字の区域の変更を行う。

【換地計画図】



(換地処分前)



(換地処分後)

3 スケジュール

- 12月以降 字界変更の議決と公示
- 令和5年2月 換地計画書の作成
- 9月 権利者会議 → 農地所有者確定
- 10月 換地計画の公告縦覧
- 11月 換地計画の決定
- 12月 換地処分の公告

補足事項